事前協議（特定開発事業）

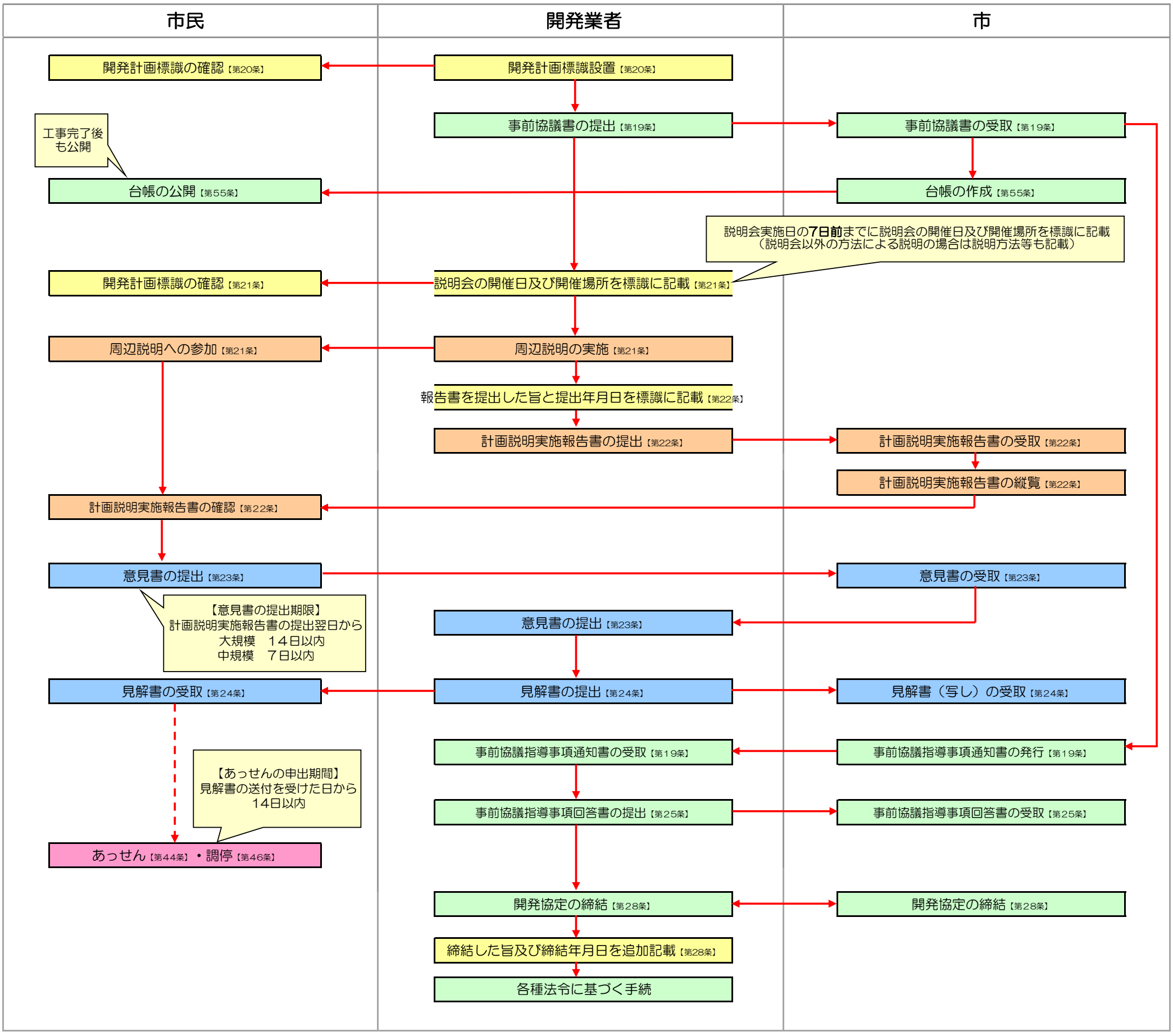
市民
開発業者
市
開発計画標識の確認【第20条】
開発計画標識設置【第20条】
事前協議書の提出【第19条】
事前協議書の受取【第19条】
工事完了後も公開
台帳の公開【第55条】
台帳の作成【第55条】
説明会実施日の7日前までに説明会の開催日及び開催場所を標識に記載（説明会以外の方法による説明の場合は説明方法等も記載）
開発計画標識の確認【第21条】
説明会の開催日及び開催場所を標識に記載【第21条】
周辺説明への参加【第21条】
周辺説明の実施【第21条】
報告書を提出した旨と提出年月日を標識に記載【第22条】
計画説明実施報告書の提出【第22条】
計画説明実施報告書の受取【第22条】
計画説明実施報告書の縦覧【第22条】
計画説明実施報告書の確認【第22条】
意見書の提出【第23条】
意見書の受取【第23条】
【意見書の提出期限】
計画説明実施報告書の提出翌日から
大規模　14日以内
中規模　7日以内
意見書の提出【第23条】
見解書の受取【第24条】
見解書の提出【第24条】
見解書（写し）の受取【第24条】
事前協議指導事項通知書の受取【第19条】
事前協議指導事項通知書の発行【第19条】
【あっせんの申出期間】
見解書の送付を受けた日から
14日以内
事前協議指導事項回答書の提出【第25条】
事前協議指導事項回答書の受取【第25条】
あっせん【第44条】・調停【第46条】
開発協定の締結【第28条】
開発協定の締結【第28条】
締結した旨及び締結年月日を追加記載【第28条】
各種法令に基づく手続